

函館市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に必要な基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 1 4 日

函館市長 大 泉 潤

函館市条例第 3 1 号

函館市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施
に必要な基準を定める条例の一部を改正する条例

函館市地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に必要な基準を定める条例（平成 2 7 年函館市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項各号列記以外の部分中「員数」の後ろに「（地域包括支援センター運営協議会が第 1 号被保険者の数および地域包括支援センターの運営の状況を勘案して必要であると認めるときは、常勤換算方法（当該地域包括支援センターの職員の勤務延時間数を当該地域包括支援センターにおいて常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該地域包括支援センターの職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。）によることができる。次項において同じ。）」を加え、同項第 3 号中「第 1 4 0 条の 6 6 第 1 項第 1 号イ（3）」を「第 1 4 0 条の 6 6 第 1 号イ（3）」に改め、同条第 2 項中「前項の規定」を「第 1 項の規定」に、「前項の基準」を「同項の基準」に改め、同項の表中「前項各号」を「第 1 項各号」に、「前項第 1 号」を「第 1 項第 1 号」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項の次に次の 1 項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、地域包括支援センター運営協議会が地域包括支援センターの効果的な運営に資すると認めるときは、複数の地域包括支援センターが担当する区域を一の区域として、当該区域内の

第1号被保険者の数について、おおむね3,000人以上6,000人未満ごとに同項各号に掲げる常勤の職員の員数を当該複数の地域包括支援センターに配置することにより、当該区域内の一の地域包括支援センターがそれぞれ同項の基準を満たすものとする。この場合において、当該区域内の一の地域包括支援センターに置くべき常勤の職員の員数の基準は、同項各号に掲げる者のうちから2人とする。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。